

キヤノンフォトクラブ れいるうえいず会則

第1条 名称

本会は“キヤノンフォトクラブ れいるうえいず”と称する

第2条 会員

本会会員は、全国の鉄道写真を楽しむ者で、本会の趣旨に賛同するキヤノンフォトサークル会員(以下、これを「会員」と表記する)で構成する。
会員資格を更新、若しくは変更した場合は、速やかに本会事務局へ連絡する事とする。
会員資格を更新せず、本会で活動していた場合は、加入資格を喪失したものとし、退会扱いとする。

第3条 目的

本会は会員相互親睦をはかり、写真技術の向上とその趣味を通じて同好者の活動を盛んにすることを目的とする。

第4条 総会

本会は、年1度総会をもち、活動の計画、役員決定、会則の変更、及びその他重要事項を協議する。
なお、議決に関しては総会、会員の連絡用掲示板、もしくは臨時総会等にて行うものとする。

第5条 役員

- 5-1 本会に下記の役員を置く
代表1名、事務局2名、広報2名、撮影会2名、情報管理2名、会計2名が望ましいが、人数を満たせない場合は、都度会員の協力を得て対応する。
- 5-2 代表は本会の運営を統括し、その他の役員は連絡・広報などの業務を行う。
- 5-3 役員任期は2年とし再任を妨げない。
役員は任期満了時に速やかに後任者への引き継ぎを行うと共に、退会の場合は事前にその旨を伝え、会の運営が滞らないよう引き継ぎを行う。
- 5-4 役員予定者の選出は、現役員が協議して決める。
- 5-5 代表及び役員合議により必要と認めた場合は、5-1により置かれた役員増減、臨時役員を置くことができる。なお、臨時役員任期は1年とする。

第6条 活動

- 6-1 本会は写真に関する懇談会、例会、研究会、撮影会、作品展、その他目的達成に必要な活動を適時行う。全ての本会会員は、上記活動に協力する責務を持つ。
- 6-2 本会の活動及び会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第7条 運営

- 7-1 本会の運営は、会員相互の意見をとりまとめ、代表及び役員の合議制により行う。
- 7-2 本会は活動遂行のため必要に応じ、委員会を設置することができる。

第8条 キヤノンフォトサークル事務局への連絡

活動状況、運営など必要と思われる事項に関し、キヤノンフォトサークル事務局に対し定期的に報告しなければならない。

第9条 資金

- 9-1 本会の資金は、会費、寄付金その他を以て充てる。
- 9-2 キヤノンフォトサークル事務局より、活動内容に応じた支援を受けられる場合がある。
- 9-3 特別な行事(撮影会、作品展、等)の際は、会員の合意のもと臨時会費を徴収することができる。
- 9-4 本会の年会費は年 9000 円とする。但し7月～12月に入会の場合半額とする。

第10条 退会・休会

- 10-1 退会については、会員が本会事務局に連絡し、本会事務局からの回答を以て退会とする。年次途中の退会者に対して、会費の返還など会の財産分与はいかなる場合も行わない。また、本会会員継続の連絡が無いなど、事務局の判断により退会とする場合もある。
- 10-2 休会は、会員自らが本会事務局に対し連絡を行い、本会事務局からの回答を以て休会扱いとする。休会単位は1年とし、期間は最大で2年間とする。年次途中での復帰、退会も本会事務局へ連絡する。退会の場合は10-1項を適用する。休会の年会費は半額とする。

第11条 会則の改定

本会則の改定は、会員の過半数の賛成をもって、キヤノンフォトサークル事務局へ報告する。

付則

- 2011年12月1日 創設
- 2012年1月15日 一部改訂(年会費)
- 2013年1月20日 一部改訂(第2条追記、第4条追記、第5条追記、5-5項追加、6-2項一部削除、第10条追記、10-2項追加)
- 2014年2月22日 一部改訂(第2条一部追記、第4条一部追記、第5条5-1項一部変更、第9条9-4項一部変更、第10条10-1項一部追記)
- 2020年1月26日 一部改訂(第2条追記、第4、5、6、7、9、10条追記・削除)
誤記修正
事業を活動に変更
活動年度、活動の取り組み、役員の責務、休会退会(明確化)
- 2024年2月25日 一部改訂(第9条9-4項一部変更、10条10-2追記)